

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 1 項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
- （該当する□にレを記入） ☐ 標準計算法 ☐ 誘導仕様基準
- ☐ 計算法と仕様基準の併用
- 非住宅部分：
- ☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類（該当する□にレを記入）		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表 4 (1) ア 円	別表 5 (2) ア 円
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (ア) 円①	別表 4 (2) イ (ア) 円④
	住戸の数が 1 である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 4 (1) ア 円②	別表 4 (2) ア 円⑤
	非住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (イ) 円③	別表 4 (2) イ (イ) 円⑥
	合計	①+②または①+③ 円	④+⑥または⑤+⑥ 円
他の建築物	合計	⑦ 円	⑧ 円

合計

円

（注意）

- 「別表」とは、調布市手数料条例別表第 2 を指します。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に調布市手数料条例に定める額を加えます。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。
- 金額⑦及び⑧には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入してください。
- 本様式に別紙を添付してください。

別紙

(該当する部分の□にレを記入)			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物	□一戸建て住宅		別表 4 (1) ア 円	別表 4 (2) ア 円
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (ア) 円①	別表 4 (2) イ (ア) 円④
		住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 4 (1) ア 円②	別表 4 (2) ア 円⑤
		非住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (イ) 円③	別表 4 (2) イ (イ) 円⑥
		合計	①+②または①+③ 円	④+⑥または⑤+⑥ 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表 4 (1) ア 円	別表 4 (2) ア 円
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (ア) 円①	別表 4 (2) イ (ア) 円④
		住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 4 (1) ア 円②	別表 4 (2) ア 円⑤
		非住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (イ) 円③	別表 4 (2) イ (イ) 円⑥
		合計	①+②または①+③ 円	④+⑥または⑤+⑥ 円
他の建築物	□一戸建て住宅		別表 4 (1) ア 円	別表 4 (2) ア 円
	□一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (ア) 円①	別表 4 (2) イ (ア) 円④
		住戸の数が1である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 4 (1) ア 円②	別表 4 (2) ア 円⑤
		非住宅部分の床面積の合計	別表 4 (1) イ (イ) 円③	別表 4 (2) イ (イ) 円⑥
		合計	①+②または①+③ 円	④+⑥または⑤+⑥ 円

他の建築物	合計	⑦ 円	⑧ 円
-------	----	--------	--------

(注意)

- 1 「別表」とは、調布市手数料条例別表第2を指します。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第31条第2項の規定において準用する第30条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に調布市関係手数料条例に定める額を加えます。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。